

(別紙) 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表

朱書き: 変更箇所

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)【変更前】	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)【変更後】	変更の考え方																																		
<p>1.～4. (1). ② [変更なし] 4. (1). ③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動 101～103 [変更なし]</p> <table border="1" data-bbox="281 310 1359 621"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動項目の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>施設区分</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>104 給水栓・スプリンクラーの更新</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>給水栓・スプリンクラーの更新</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動項目の追加	活動区分	実践活動	施設区分	農用地	活動項目	104 給水栓・スプリンクラーの更新	活動	給水栓・スプリンクラーの更新	活動内容	暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	活動要件	—	<p>1.～4. (1). ② [変更なし] 4. (1). ③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動 101～103 [変更なし]</p> <table border="1" data-bbox="1469 310 2546 621"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動項目の追加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動区分</td> <td>実践活動</td> </tr> <tr> <td>施設区分</td> <td>農用地</td> </tr> <tr> <td>活動項目</td> <td>104 給水栓・スプリンクラーの更新</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>給水栓・スプリンクラーの更新</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>老朽化等により機能に支障が生じている給水栓又は附帯施設の更新の対策を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>活動要件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動項目の追加	活動区分	実践活動	施設区分	農用地	活動項目	104 給水栓・スプリンクラーの更新	活動	給水栓・スプリンクラーの更新	活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている給水栓又は附帯施設の更新の対策を行うこと。	活動要件	—	<p>国の実施要領等の改正に伴う改正</p>						
区分	活動項目の追加																																			
活動区分	実践活動																																			
施設区分	農用地																																			
活動項目	104 給水栓・スプリンクラーの更新																																			
活動	給水栓・スプリンクラーの更新																																			
活動内容	暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。																																			
活動要件	—																																			
区分	活動項目の追加																																			
活動区分	実践活動																																			
施設区分	農用地																																			
活動項目	104 給水栓・スプリンクラーの更新																																			
活動	給水栓・スプリンクラーの更新																																			
活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている給水栓又は附帯施設の更新の対策を行うこと。																																			
活動要件	—																																			
<p>(別紙1) [変更なし]  (別紙2) 第1. 1～2 [変更なし] 第1. 3 多面的機能の増進を図る活動</p> <table border="1" data-bbox="237 798 1359 1276"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>活動項目</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">多面的機能の増進を図る活動</td> <td>52 遊休農地の有効活用</td> <td rowspan="7">任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、<b>広報活動</b>を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>53 農地周りの環境改善活動の強化</td> </tr> <tr> <td>54 地域住民による直営施工</td> </tr> <tr> <td>55 防災・減災力の強化</td> </tr> <tr> <td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td> </tr> <tr> <td>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</td> </tr> <tr> <td>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</td> </tr> <tr> <td>59 都道府県、市町村が特に認める活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>60 <b>広報活動</b></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動区分	活動項目	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、 <b>広報活動</b> を毎年度実施する。	53 農地周りの環境改善活動の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	59 都道府県、市町村が特に認める活動			60 <b>広報活動</b>		<p>(別紙1) [変更なし]  (別紙2) 第1. 1～2 [変更なし] 第1. 3 多面的機能の増進を図る活動</p> <table border="1" data-bbox="1424 798 2552 1276"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>活動項目</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">多面的機能の増進を図る活動</td> <td>52 遊休農地の有効活用</td> <td rowspan="7">任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、<b>広報活動・農的関係人口の拡大</b>を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>53 農地周りの環境改善活動の強化</td> </tr> <tr> <td>54 地域住民による直営施工</td> </tr> <tr> <td>55 防災・減災力の強化</td> </tr> <tr> <td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td> </tr> <tr> <td>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</td> </tr> <tr> <td>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</td> </tr> <tr> <td>59 都道府県、市町村が特に認める活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>60 <b>広報活動・農的関係人口の拡大</b></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動区分	活動項目	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、 <b>広報活動・農的関係人口の拡大</b> を毎年度実施する。	53 農地周りの環境改善活動の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	59 都道府県、市町村が特に認める活動			60 <b>広報活動・農的関係人口の拡大</b>		
活動区分	活動項目	活動要件																																		
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、 <b>広報活動</b> を毎年度実施する。																																		
	53 農地周りの環境改善活動の強化																																			
	54 地域住民による直営施工																																			
	55 防災・減災力の強化																																			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																																			
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用																																			
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化																																			
59 都道府県、市町村が特に認める活動																																				
	60 <b>広報活動</b>																																			
活動区分	活動項目	活動要件																																		
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、 <b>広報活動・農的関係人口の拡大</b> を毎年度実施する。																																		
	53 農地周りの環境改善活動の強化																																			
	54 地域住民による直営施工																																			
	55 防災・減災力の強化																																			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																																			
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用																																			
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化																																			
59 都道府県、市町村が特に認める活動																																				
	60 <b>広報活動・農的関係人口の拡大</b>																																			
<p>第2. 1～2 [変更なし] 第2. 3. <b>52～59</b> [変更なし]  <b>60</b> <b>広報活動</b> ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</p>	<p>第2. 1～2 [変更なし] 第2. 3. <b>52～59</b> [変更なし]  <b>60</b> <b>広報活動・農的関係人口の拡大</b> ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる<b>農的関係人口の拡大</b>のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</p>																																			
<p>(別紙3) 1～2. (1). 4). <b>103</b> [変更なし]  <b>104</b> 給水栓・スプリンクラーの更新 ・ <b>暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</b></p>	<p>(別紙3) 1～2. (1). 4). <b>103</b> [変更なし]  <b>104</b> 給水栓・スプリンクラーの更新 ・ <b>老朽化等により機能に支障が生じている給水栓又は附帯施設の更新の対策を行うこと。</b></p>																																			

